

一般社団法人 山城青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山城青年会議所（Yamashiro Junior Chamber International）（以下「会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会議所は主たる事務所を京都府綴喜郡井手町大字井手小字石橋44
井手町まちづくりセンター椿坂交流棟内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会議所は、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の強化に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

2. この会議所は特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

(事業)

第4条 この会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、教育、文化等に関する調査分析を行い、明り豊かな社会を築くための計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 未来を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心、道徳心を育む事業
- (4) 住民・行政に対し、問題点を調査・研究・提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (5) 国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、国の在り方と国際貢献を学び、国際的な発展に寄与する事業
- (6) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (8) その他この会議所の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の構成員)

第5条 この会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

京田辺市、木津川市、八幡市、井手町、相楽郡に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、所定の手続を経て、理事会において入会を承認されたもの。

ただし、第38条に規定する事業年度中に40歳に達した場合にあっては当該事業年度中は正会員としての資格を有する

(2) 特別会員

制限年齢に達した正会員のうち、理事会の承認を得たもの

(3) 賛助会員

会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたもの

(会員の資格の取得)

第6条 この会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の総正会員の4分の3以上の議決によって当該会員を除名することができる。

この場合には、その総会の会日の10日前までにその会員に対し、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会費を6箇月以上納入しないとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判
 - (4) 除名
- (抛出品等の不返還)

第11条 資格を喪失した会員は、すでに納入した会費その他の抛出品及びこの会議所の資産に対して、いかなる請求もすることができない。

第4章 総会

(種類)

第12条 この会議所の総会は、定時通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とし、毎年12月に開催される定時通常総会をもって一般社団法人・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（開催）

第15条 定時通常総会は、毎年12月に1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が開催の必要を議決したとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示した書面で、開催の請求があったとき

（招集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3. 理事長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集する通知を発しなくてはならない。

（議長）

第17条 総会の議長は、理事長又は総会に出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

（議事録）

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定められた事項

2. 議事録には、理事長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員及び直前理事長・顧問

（役員の設定）

第21条 この会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 12名以上17名以内
（理事長、副理事長、専務理事を含む。以下同じ）
- (5) 監事 2名

2. 前項の理事の中から理事長を選出する。

3. 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

4. 前項の理事長をもって一般社団法人・一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5. 役員はこの会議所の正会員でなければならない。ただし監事は、任期の途中において40才に達したことにより正会員でなくなった場合においても任期満了の日までその職につくことができる。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会議所を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事長を補佐し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この会議所の業務を分担執行する。

3. 理事長、副理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、またはこの会議所の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) この会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
 - (5) 理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べること
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査すること
 - (7) 前号の場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるとき、その調査の結果を総会に報告すること
- (理事の任期)

- 第25条 理事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3. 理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

- 第26条 監事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 2. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3. 監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長・顧問)

- 第28条 この会議所に直前理事長を1名置き、顧問を若干名置くことができる。
- 2. 直前理事長は前年度の理事長が就任するものとする。
 - 3. 直前理事長は、理事長経験を活かし、業務について必要な助言をする。
 - 4. 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 5. 顧問は、この会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べるることができる。

(報酬等)

- 第29条 役員、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この会議所に理事会を置く。
- 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3. 直前理事長は理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4. 顧問は、理事会の求めに応じ、理事長の諮問に対し意見を述べることができる。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この会議所の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 総会から委任された事項
 - (5) 諸規定の制定
 - (6) 理事長の選任又は解任
- (招集)

- 第32条 理事会は、毎月1回以上理事長が招集する。

- 2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3. 理事が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。この場合において理事長は、請求があった日から5日以内に、その日から14日以内を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しなかった場合においては、出席した理事と監事が記名押印する。

第7章 例会及び委員会

(例会)

- 第35条 この会議所は、毎月1回以上例会を開く。
- 2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

- 第36条 この会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究、審議し、実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

- 第37条 委員会を、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 2. 委員長は理事のうちから理事長が、委員は正会員のうちから委員長がそれぞれ任命し、いずれも理事会の承認を得なければならない。
 - 3. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第38条 この会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- (事業計画及び収支予算)

第39条 この会議所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 4. 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(資産)

第41条 この会議所の経費は資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第42条 この会議所が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第9章 管理

(事務局)

第43条 この会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(提出)

第45条 理事長は、事業年度終了後、3箇月以内に第40条第1項第1号及び第2号の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第10章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第46条 この会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

2. 情報開示に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第48条 この会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 この会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第51条 この会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この会議所の最初の理事長は上野 雄一郎とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2013年12月25日 改正

2017年12月21日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 会員資格規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、本会会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を定めたものである。

第2章 会員資格

(正会員)

第2条 定款第5条の有資格者で、会議所活動を遂行できる条件を具備した者。

第3条 正会員は、定款第12条に定める権利、定款第13条に定める義務を有する。

(特別会員)

第3条 定款第5条(2)の有資格者。

第4条 特別会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。

但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

(名誉会員)

第5条 正会員及び本会の特別会員でない者で、本会の設立発展に功労のあった者。

第6条 名誉会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。

但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

(賛助会員)

第7条 定款第5条(3)の有資格者で、その会員資格は1年限りとする。

但し、再任は妨げない。

第9条 賛助会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。

但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

(顧問)

第10条 本会の正会員の資格の有無を問わず、本会の活動に対して適切な指導、又は助言を与える者で、原則として任期は1年とする。

但し、再任は妨げない。

- 2 顧問は、特別顧問若干名と財政顧問及び法政顧問1名とする。
- 3 特別顧問は、会議所の理事長経験者から、理事長が推薦し、理事会の承認を得て、選任されるものとする。
- 4 財政顧問は公認会計士及び法人の会計に詳しい者を理事長が推薦し理事会の承認を得て選任されるものとする。
- 5 法政顧問は法律及び規則に詳しい者を理事長が推薦し理事会の承認を得て選任されるものとする。

第3章 入会

(正会員)

第11条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 受付は1年12回の毎月とする。
- 3 受付までの間に、以下の会合に出席しなければならない。
 - (1) オリエンテーション(1回)
 - (2) 例会(2回)
 - (3) 委員会(2回)
- 4 入会后、すみやかにFTセミナーを受けなければならない。

(推薦者の資格)

第12条 前条の推薦者の資格は、次の通りとする。

- (1) 入会后満1ケ年以上経過している者で、出席率70%以上の者。
- (2) 被推薦者に対して1年間の義務履行の連帯保証ができる者。

(正会員の入会手続)

第13条 理事長は、入会資格審査の会員拡大を担当する委員会に委託する。

第14条 会員拡大を担当する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに、入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第15条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

(特別会員の入会手続)

第16条 定款第5条(2)の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、所定の入会金を納入したのちに入会することができる。

(名誉会員の入会手続)

第17条 規程第9条の有資格者で理事会の推薦を受けた者は、名誉会員になることができる。

(賛助会員の入会手続)

第18条 定款第5条(3)の有資格者で賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出し、理事会の決定により入会することができる。但し、会費等を納入しないときは退会とする。

第4章 入会金、会費の納入

第19条 入会を承認された者は、入会金及び会費等の納入を以て正会員となる。

但し、入会承認後1ヶ月以内に入会金及び会費等を納入しない場合はこの限りではない。

(入会金及び会費)

第20条 定款第7条に云う経費の負担等とは、次の各号の通りとする。

- (1) 入会金正会員金 30,000円
特別会員金 50,000円(終身会費とする)
賛助会員 不要
- (2) 年会費正会員金 135,000円
特別会員 不要
賛助会員 1口金10,000円(1口以上)
- (3) その他総会に於いて承認された登録料等

2 会費等は入会による月割計算となる。

(会費の納入)

第21条 定款第7条に定める経費の負担等は、毎年1月31日迄口座振替を経て、納入しなければならない。

但し、理事会の承認を得て会費等を1月31日迄と4月30日までの2期に均等分納することができる。

第5章 除名

(理事会への報告)

第22条 定款第9条に定める行為のあった時は、会員拡大を担当する委員会が実情を調査して、理事会に報告する。

(当該会員への報告)

第23条 会費等を納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

第24条 例会及び委員会に対して、各々の欠席が連続3回に及んだ正会員の所属委員長及び会員を担当する理事は、正会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切な善処の意思表示及び行為のない場合は、理事会に報告する。

2 役員の場合は、例会及び委員会に理事会を加えて前項と同様の取扱いを理事長がする。

(退会・除名の勧告)

第25条 前3条の勧告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、退会を

勧告すること又は除名決議することができる。

第6章 休会・退会・再入会・交替

(休会)

第26条 病気(要医師の診断書)又は海外出張により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる時は休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

但し、休会中の会費は納入しなければならない。

- 2 休会中は事業への出席権・表決権・選挙権は有するが、被選挙権は有しない。
- 3 休会中の事業についての出席は欠席扱いとし、出席率算定においても欠席として取扱う。

(退会)

第27条 会員の都合により退会を希望する者は、退会届を提出し、理事会の承認を得て退会することができる。

(再入会)

第28条 病気又は海外出張により退会した者が、その理由が解消した場合、理事会の承認を経て再入会することができる。但し、本規程による入会金は免除する。

(交替)

第29条 京田辺市、木津川市、八幡市、井手町、相楽郡に住所を有しない正会員が転勤により本会での活動ができなくなった場合は、その正会員の勤務する企業の要請に基づき理事会の承認を得て有資格者を交替入会させることができる。

- 2 前項に該当する入会金、会費等の取扱いは、前任者が断続して在籍するものとして取扱う。
- 3 後任入会者は、会員資格規程によるすべての手続を経て正会員になるものとする。

細則

第30条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

1992年6月18日 改正

1994年1月1日 改正

1995年1月1日 改正

1998年1月16日 改正

1999年1月1日 改正

2009年1月11日 改正

2012年5月24日 改正

2013年12月25日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、本会の次年度の役員(理事長・副理事長・専務理事・理事・監事)の選任方法を定めたものである。

る。

(決定)

第2条 次年度の役員は総会において、その承認を得てこれを決定する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の管理および執行の機関として、選挙管理委員会をおく。

(構成)

第4条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の計5名とし、委員長は理事の中から、委員は正会員の中から、現在の理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日までに指名により選出する。

2 委員長もしくは委員が理事長選挙に立候補した場合は、その委員長もしくは委員は、選挙管理委員会委員長および委員を辞退しなければならない。

3 委員に欠員が生じた時、その補充は第1項に準じ理事長がこれを指名する。

(任期)

第5条 選挙管理委員会の任期は、翌年の役員の選任承認にかかる総会の終結の時までとする。

(委員長)

第6条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理および執行に関して責を任ずる。

(議決)

第7条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを議決する。

第3章 理事長選挙

(理事長選挙選挙権)

第8条 次年度理事長選挙は、当該年度の理事によってこれを行う。

(告示)

第9条 選挙管理委員会は、理事会の定める所定の期日までに正会員に立候補の届出期限および投票日を告示しなければならない。

(立候補)

第10条 正会員は、理事長候補者として立候補することが出来る。ただし、次の各号を満していなければならない。

- (1) 本会議所の副理事長、専務理事または監事の経験者
- (2) 次年度に正会員の資格を有する者
- (3) 告示日より過去1年間の出席率70%以上の者
- (4) 会費を納入している者

2 立候補する正会員は、正会員2名以上の推薦書を添付して、届出期限までに選挙管理委員会まで書面をもって立候補届けを提出しなければならない。

3 前項の書面には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、経歴、JC活動経歴
 - (2) 一般社団法人山城青年会議所に対する意見、抱負、方針
- (理事長選挙)

第11条 前条により立候補届けがあった者を候補者として、選挙管理委員会は、届出期限後候補者の資格審査を行い、その資格が正しければ、すみやかに候補者氏名を告示する。この告示は、投票日3日前までに行う。

2 立候補者が1名の場合は、前項による資格審査を経て当選者とする。

(投票)

第12条 投票は有権者1名につき1票とし、届出通知候補につき単記無記名をもって郵送により行う。郵送は普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものを有効とする。

2 開票の結果、最高得票者をもって当選者とする。ただし、最高得票数が投票数の過半数に満たない場合は、理事会において決選投票を行う。

3 その他、得票の有効、無効は選挙管理委員会に一任する。

(開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会および現在の監事立会いの上、これを行わなければならない。

(公示)

第14条 選挙管理委員会は、本規程により選出された次年度理事長予定者の氏名を正会員に、すみやかに公示する。

2 公示期間は10日間とし、公示期間の経過とともに次年度理事長として確定する。

3 公示期間内に正会員より、選挙管理委員会に書面をもって異議申し立てがなされ、異議申立人の数が正会員総数の過半数に達するときは、理事長予定者は失格となる。

第4章 監事の選出

(選出)

第15条 当該年度の理事会は、次年度の監事2名を選出し公示する。公示については、第14条を準用する。

2 監事予定者は、次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 本会議所の理事、2年以上の経験者
- (2) 次年度に正会員の資格を有する者
- (3) 過去1年間の出席率70%以上の者
- (4) 会費を納入している者

第5章 選挙による理事の推薦

(理事の推薦)

第16条 次年度の理事（理事長を除く。）のうち6月30日現在の正会員数の10%（整数）の理事は正会員の直接選挙により推薦する。

(選挙権)

第17条 正会員は次年度の理事の選挙権を有する。

ただし、6月30日現在会費等の納入を遅滞している者は除く。

(被選挙権)

第18条 正会員は次年度の理事の被選挙権を有する。

ただし、6月30日現在下記に掲げる者は除く。

- (1) 本年度を含む過去2ケ年において、連続して役員の位置にある者
- (2) 次年度の理事長および監事に選出された者
- (3) 次年度において正会員の資格なき者
- (4) 会費等の納入を遅滞している者
- (5) 過去1年間の出席率70%未満の者

(選挙人・被選挙人名簿)

第19条 選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上、7月30日までに5日間本会議所に備付けて、正会員の縦覧に供しなければならない。

(異議申し立て)

第20条 前条名簿に脱漏または誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

異議申し立てがあった場合、委員会はすみやかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、あるいは、更正を異議申立日より5日以内にこれをなし、かつ、遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。

(推薦者名簿の交付)

第21条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう、有権者に交付もしくは送付しなければならない。

かつ、この時まで選出された次年度の理事長および監事の氏名を有権者に通知することを要する。

(投票方法)

第22条 投票は有権者1名につき1票とする。選挙すべき理事の数だけ連記し、無記名をもって郵送により行う。

選挙すべき理事の数より多く記載されたものは無効とする。

郵送は普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものを有効とする。その他、投票の有効無効は選挙管理委員会に一任する。

(開票)

第23条 開票については、第13条を準用する。

(推薦の決定)

第24条 得票多数の上位者より順次理事推薦者とし、下位に同数得票があって順位定まらざる場合には、選挙管理委員会および現在の監事の立会いの上、当該得票者の当選順位を現在の理事長がクジを引いて決定する。

(通知)

第25条 選挙管理委員会は、推薦者が確定した時は、遅滞なく推薦者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第6章 指名による理事の推薦

(理事の指名選出および被指名人)

第26条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その推薦者が確定した日から7日以内に残りの理事を指名により推薦する。

次年度の理事長によって推薦される理事は、正会員たることを要する。

ただし、下記に掲げる者は、被指名人となり得ない。

- (1) 次年度の監事に選出された者
- (2) 第5章に定める理事選挙によって推薦された者
- (3) 次年度において正会員の資格なき者
- (4) 6月30日現在、会費等の納入を遅滞している者

(副理事長・専務理事の推薦)

第27条 次年度の理事長は、前条の理事の指名推薦後直ちに選挙により推薦された理

事および指名により推薦された理事の中から、次年度の副理事長2～4名以内、専務理事1名を指名により推薦する。

(次年度役員報告)

第28条 次年度の理事長は、推薦された次年度の役員の名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に通知しなければならない。

第7章 通知・報告・承認

(次年度役員通知)

第29条 現在の理事長は、本規程の定めるところによって推薦された次年度の役員の名をすみやかに正会員に通知しなければならない。

(次年度役員報告・承認)

第30条 現在の理事長は、本規程の定めるところによって推薦された次年度の役員の名簿を作成して当該年度中に開催される総会に提出し、推薦された次年度の役員を改めて報告するとともに、役員推薦に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得て決定しなければならない。

第8章 役員補充選任

(役員補充選任)

第31条 任期中役員に欠員が生じた時は、次の通り決定する。

- (1) 理事長 副理事長の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
 - (2) 副理事長 理事の中より理事長が指名し、理事会の承認を受ける。
ただし、欠員の補充可否は理事長が決定する
 - (3) 専務理事 副理事長に準ずる
 - (4) 理事 理事の資格を有する正会員の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
 - (5) 監事 監事の資格を有する正会員の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
- 2 前項において推薦もしくは指名された当該役員候補者は、総会において承認を受け決定する。

細 則

第32条 本規程の改廃および施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

1992年6月18日 改正

1996年11月28日 改正

1998年1月1日 改正

2009年4月14日 改正

2012年5月24日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、その事業推進を図るため、組織運営等に関する細部について定める。

第2章 例 会

(開催日)

第2条 例会は、原則として毎月第1金曜日に開催する。

但し、開催日については理事会の議決により変更することができる。

(運営の承認)

第3条 例会の運営については、原則として毎月の理事会において承認を受けなければならない。

第3章 正副理事長会議

(構 成)

第4条 本会の正副理事長会議は、理事長、直前理事長、副理事長及び専務理事を以て構成する。

2 監事は、定例正副理事長会議に出席して、意見を述べる事ができる。

(招 集)

第5条 正副理事長会議は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、緊急事項及び運営上の重要事項が発生したとき正副理事長会議を招集する。

(但し、常任理事会が設置されなかった時は、毎月第2木曜日に定例正副理事長会議を召集する。)

(議 長)

第6条 正副理事長会議の議長は、理事長及び理事長が指名した者がこれにあたる。

(議 決)

第7条 正副理事長会議は、その構成員の4分の3以上の出席により成立し、その議決は原則として出席構成員の総意を以てなす。

(議決事項)

第8条 正副理事長会議は、次の事項を協議及び審議し処理する。

(1) 緊急事項及び運営上の重要事項。

(但し、常任理事会が設置されなかった時は理事会に提出する議案。)

(2) その他、必要と認められた事項。

(議案の議決)

第9条 正副理事長会議の議案は理事長が定める。

但し、正副理事長会議の構成員が、緊急の議案を提出することを妨げない。

(議事録)

第10条 正副理事長会議の議事録は、原則として事務局長が遅滞なく作成しなければならない。

2 議事録には以下の事項を記載しなければならない。

(1) 正副理事長会議の日時及び場所。

(2) 正副理事長会議出席者の氏名。

(3) 議決事項。

(4) その他、必要と認められた事項。

第4章 理事会

(招集)

第11条 理事会は、毎月1回以上理事長が招集する。

- 2 委員長を兼任する理事が理事会を欠席する時は、当該委員会の中で委員長が指名した者が理事会に出席し、その職務を代行しなければならない。
但し、議決権を有しない。

(議決事項)

第12条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び例会の招集、並びに総会に提出すべき議案。
- (2) 総会において議決された事業計画に基づく事業の立案、及びその運営に関する事項。
- (3) 総会において議決された予算の執行に関する事項。
- (4) 例会の運営に関する事項。
- (5) 委員会において協議された事項。
- (6) 会員の入会及び除名に関する事項。(特別会員、賛助会員、名誉会員を含む)
- (7) 借入金及び寄付に関する事項。
- (8) 諸規程の設定、変更及び廃止。
- (9) 役員任命に関する事項。
- (10) 褒賞に関する事項。
- (11) 協賛、後援等に関する事項。
- (12) 人事及び給与報酬に関する事項。
- (13) その他、本会の運営に関する事項。

(議案の議決)

第13条 理事会に提出する議案は、常任理事会を経たものに限る。

(但し、常任理事会が設置されなかったときは正副理事長会議を経た者に限る。)

- 2 緊急並びに重要事項は理事長議決とする。

(議決事項の執行)

第14条 理事長は、理事会において議決された事項について、その具体的細目を定め、これを執行する。

(理事長の報告義務)

第15条 理事長は次の事項を理事会に報告しなければならない。

但し、他の理事に代行させることができる。

- (1) 前回理事会より当該理事会までの会務状況。
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況。
- (3) 日本青年会議所、地区協議会、京都ブロック協議会の活動状況。
- (4) その他、必要と認められた事項。

(議事録)

第16条 理事会の議事録は、原則として総務委員会が遅滞なく作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は、原則として次回の理事会で承認を得なければならない。

第5章 常任理事会

(構成)

第17条 本会の常任理事会は、理事長、直前理事長、特別顧問、法政顧問、財政顧問、副理事長、監事、専務理事及び常任理事を以て構成する。

- 2 財務局長は、要請があれば常任理事会に出席して財政の見地から意見を述べなければならない。

(招集)

第18条 常任理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

(但し、常任理事会が設置されなかった時はこの限りではない。)

(権能)

第19条 常任理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、理事会提出予定議案につき意見の調整を行う。

(議事録)

第20条 常任理事会の議事録は、原則として事務局長が、遅滞なく作成しなければならない。

- 2 議事録には、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 常任理事会の日時及び場所。
- (2) 常任理事会の出席者の氏名。
- (3) 調整事項。
- (4) その他、必要と認められた事項。

第6章 室及び委員会

(室及び委員会の設置)

第21条 本会定款第42条の規程により、本会に室及び委員会を設置する。

但し、必要のある時は、理事会の議決により特別室及び特別委員会を設置することができる。

- 2 理事長の諮問機関として、企画室等を設置することができる。

(室及び委員会の種類)

第22条 室及び委員会の名称、主たる事務、室及び委員会数は、理事会の議決により決定する。

(室及び委員会の構成)

第23条 室は当該年度の事業計画遂行の必要に応じて理事会の承認を得て設置され、室の目的に応じて委員会が設置される。

- 2 室に設置される委員会数は、理事会の議決による。
- 3 室長は、理事の中から理事長が理事会に承認を得て委嘱する。
- 4 委員会は、委員長1名、副委員長1名又は2名、Sekretary 1名及び他の委員を以て構成する。
但し、必要あるときは、運営幹事1名を置くことができる。

(副委員長の任命)

第24条 副委員長は、理事長が委員長と協議の上、理事会の承認を得て任命する。

(委員長の任務)

第25条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

(副委員長の任務)

第26条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第27条 委員長は、委員会を原則として毎月1回以上招集する。

但し、理事長は担当副理事長及び委員長が必要と認められた時、又は委員の過半

数の請求があった時は、速やかに委員会を招集しなければならない。

(協議決定)

第28条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数を以て決定する。

(報告)

第29条 委員長は、委員会開催の都度、協議内容の議事録を作成し、担当副理事長に提出しなければならない。

2 委員会が事業を開催した場合は、事業報告書を作成し、担当副理事長に提出しなければならない。

(オブザーバー出席)

第30条 理事長、直前理事長、専務理事、副理事長、顧問、監事は、各委員会に出席して、意見を述べることができる。

2 委員長は、第1項以外の正会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

細 則

第31条 本規程の改廃及び執行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

1992年11月19日 改正

1995年1月1日 改正

1998年1月1日 改正

2012年5月24日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 出席規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、本会の正会員の出席義務について定める。

(例会開催数)

第2条 当該年度の例会開催数は、理事会の決定を経て、12月の通常総会において承認を得なければならない。

第2章 出 席

(出席義務)

第3条 正会員は、総会、例会、及び委員会に出席する義務を有する。

2 やむを得ない理由により欠席、遅刻ならびに早退する場合は、あらかじめ担当委員会または事務局に届け出なければならない。

3 例会の出席率は、年間60%以上としなければならない。

4 例会を連続4回以上欠席してはならない。

5 年間出席率の最低限度を30%とし、それに満たない者は理事会の決議を経て、本会定款第17条の定めるところにより除名する。

但し、当該会員には理事会において弁明の機会を与える。

(出席勧告)

第4条 例会の出席率30%に満たない時、及び欠席が連続3回に及んだ正会員に対し、

理事長は文書を以て勧告しなければならない。

(出席の服装)

第5条 正会員は、総会及び例会の出席に際しては、J Cバッジを着用し正服を着用しなければならない。

但し、7・8・9月の会合で上着を使用しない場合は、この限りではない。

(補 填)

第6条 正会員は、次の会合に出席した場合、その年度初めから当日までの例会に1回出席したものとす。

(1) J C I 諸会議

(2) 全国大会・地区大会・各ブロック大会

(3) ブロックの会議及び出向者の会議

(4) 各地J Cの認承認伝達式及び記念式典

(5) 会員会議所例会

(6) その他、理事会で決定したもの

2 上記の会合にあらかじめ届け出て出席した正会員は、出席した旨を理事長宛に文書で報告しなければならない。

但し、主催者側の承認印を必要とする。

3 出向者については上記会合に出席した旨を、所定の書式に従い、報告しなければならない。

(出席代替)

第7条 青年会議所関係の公務のため、やむを得ず出席できない場合、事前に事務局に届出をした場合にのみ、出席したものと見なす。

(出席免除)

第8条 病気(要医師の診断書)又は海外出張により、長期間にわたる欠席を余儀なくされる時は、その旨(休会届)を理事長に文書で提出し、理事会の承認を得た場合に限りその期間中の出席義務を免除する。

但し、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。

(出席報告)

第9条 正会員の青年会議所活動に関する各種事業への出席状況は、下記に定める者が総務委員会に報告しなければならない。

(1) 総会は、総務委員会が行う。

(2) 例会、正副理事長会議・理事会・室及び委員会・同好会・その他のL O M内事業は、その担当委員会若しくは担当者及び招集者。

(3) 各種L O M外事業は、出席報告を受けた理事長。

(4) 出向者については、当該正会員が所定の書式に従い提出する。

(出席の確認)

第10条 正会員の青年会議所活動に関する各種事業への出席状況の確認は、総務委員会が行う。

2 総務委員会は各種事業の出席簿を確認、整備し、正会員からの求めがあったときには確認できるようにしなければならない。

第3章 出席率算定

(算定方法)

第11条 出席率算定方法は、算定項目別加点方法とする。

但し、算定項目別に要出席点数を設定し、出席回数に拘わらずその点数を越

えては加点しないものとする。

- 2 第12条に定められた会合にあらかじめ届け出て出席した正会員は、出席した旨を理事長宛に文書で報告し、受理された場合（LOM内の事業は除く）点数を出席点数に加算する。

但し、主催者側の承認印を必要とする。

（点数明細）

第12条 出席率算定に必要な出席点数明細は、下記の通りである。

点数明細	
（LOM内事業）	
●総会、例会、委員会	4点
●理事会	2点
●所属外委員会	2点
●予定者理事会、予定者委員会	2点
●同好会	2点
●その他、理事会で決定したもの	2点又は4点
（LOM外事業）	
●JCI諸会議	4点
●全国大会・地区大会・各ブロック大会	4点
●ブロックの会議及び出向者の会議	4点
●各地JCIの認承認伝達式及び記念式典	4点
●会員会議所例会	4点
●その他、理事会で決定したもの	2点又は4点

（要出席点数）

第13条 役員及び正会員の出席率算定基準となる要出席点数は、算定項目別に規定し、年度初めの理事会で決定し、12月の通常総会において発表する。

細 則

第14条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

2009年1月11日 改正

2012年5月24日 改正

2013年12月25日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 庶務規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、慶弔及び旅費に関する事項について定める。

第2章 事務局

（任 務）

第2条 事務局は、諸事の連絡業務、文書の処理と管理、備品の管理及び記録保存を

基本的任務とする。

（事務局長）

第3条 事務局には、事務局長を置くことができる。事務局長は、事務局の統括、管理にあたる。

2 総会の議事録は、事務局長がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。（文書の保存）

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

（1）本会の定款並びに諸規程	永久保存
（2）総会並びに理事会の議事録	永久保存
（3）事業報告書	永久保存
（4）主務官庁より受信した書類	永久保存
（5）会員名簿	永久保存
（6）本会の会報	永久保存
（7）各委員会議事録及び資料	5年間保存
（8）例会記録及び出席簿	5年間保存
（9）事務局日誌	3年間保存
（10）（公社）日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書	1年間保存
（11）受発信簿	1年間保存
（12）会計諸帳簿	別に定める
（13）その他、重要とみなされる文書	1年間保存

第3章 慶 弔

（慶 弔）

第5条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

（1）結婚

正会員の場合 10,000円

（2）死亡

1. 正会員の場合 30,000円と供花一对若しくは供花料
2. 正会員の配偶者及び子供の場合 10,000円と供花一对若しくは供花料
3. 正会員の両親の場合 5,000円と供花一对若しくは供花料

（3）見舞い金

正会員の病気、傷害、災害の場合は、最高5,000円を限度として理事長がこれを定め、理事会へ報告する。

（4）上記の外必要と認められた時、正副理事長及び専務理事の協議により、これを定め、理事会へ報告する。

2 特別会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金を贈る。

（慶弔の届出）

第6条 会員の慶弔は、会員自身が専務理事又は事務局長に速やかに届け出なければならない。

（死亡の連絡）

第7条 会員及び会員同居の親族死亡の場合は、全会員に連絡する。

第4章 旅 費

（事務局員の旅費）

- 第8条 理事長が命じた事務局員の公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。
- (1) 目的地までの往復普通料金相当額。
但し、用務の都合により特別急行料金を加算する。
 - (2) 宿泊料は、実費相当額となる。
(会員の旅費)
- 第9条 理事長が命じた会員の公務出張に対しては、理事会の議を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

細 則

- 第10条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

2012年 5月24日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 会計処理規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。
- (適用範囲)
- 第2条 本規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。
- (会計の原則)
- 第3条 本会の会計は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。
- (会計区分)
- 第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。
- (会計年度)
- 第5条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年1月1日より12月31日とする。

第2章 財務局

(任 務)

- 第6条 財務局は、一般社団法人山城青年会議所の収支及び財産の管理を行なうことを任務とする。
- (財務局長)
- 第7条 財務局には、財務局長を置く。財務局長は、予算書の作成、予算の執行・管理、決算書類の作成を行なう。

第3章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

- 第8条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。
(帳簿等)

- 第9条 会計帳簿は、次の通りとする。

- (1) 主要簿
 - ア. 仕分帳（又は会計伝票）
 - イ. 総勘定元帳
 - (2) 補助簿
 - 2 主要帳簿及び補助簿の様式は別に定める。(別表)
- (会計責任者)

- 第10条 会計責任者は、専務理事とする。

(帳簿書類の保存)

- 第11条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次の通りとする。

- (1) 予算決算書類 永久保存
- (2) 会計帳簿、伝票 10年間保存
- (3) 証拠書類 10年間保存
- (4) その他の会計書類 10年間保存

- 2 前項の期間は、決算日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第4章 予 算

(目 的)

- 第12条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金の調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。
- (予算の作成)
- 第13条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て理事長が定める。
- 2 前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届出なければならない。
(予算の執行者)
- 第14条 予算の執行者は理事長とし、やむを得ない場合には会計責任者がこれを行い、予算執行後直ちに理事長に報告するものとする。
- 2 各委員会の委員長は単位事業が終了した時には遅滞無く、計画書、証憑及び会計書類を揃えて、会計責任者の承認を得て、理事長に提出しなければならない。
(予備費の計上)
- 第15条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。
(予算の流用)
- 第16条 予算の執行にあたり、理事長が特に必要と認め時は、相互間において、資金を流用することができる。
(予備費の使用)
- 第17条 予備費を支出する必要がある時は、理事会の承認を得て、これを行う。
(予算の補正)
- 第18条 予算の補正を必要とする時は、理事長は補正予算を作成して、総会の承認を得、主務官庁に届出なければならない。

第5章 出 納

(金銭の範囲)

- 第19条 本規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第20条 金銭の収納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第21条 金銭を収納した時は、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

- 2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。
- 3 支払は、原則として毎月20日締切り、翌月10日定時支払とし、その支払方法は銀行振込によるものとする。
但し、少額支払は現金によるものとする。
- 4 預金証書等は所定の金庫に保管し、又は金融機関に保護預りしなければならない。

(預金及び公印管理)

第22条 預金の名義人は理事長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始し、又は廃止する時は、理事長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第23条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照合)

第24条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、月に1回残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のある時は、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第6章 固定資産

(定義)

第25条 固定資産とは、耐用年数が1年以上で、且つ取得10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第26条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用。
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用。
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供された資産の価額。
- (4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額。

(固定資産の管理)

第27条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は、会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第28条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害の恐れのある固定資産は、適正額の損害保険を付けなければならない。

第7章 物品

(定義)

第29条 物品とは、取得価額10万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第30条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第8章 決算

(決算書類の作成)

第31条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し総会の承認を得、主務官庁に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書及び総括表
- (2) 正味財産増減計画書
- (3) 貸借対照表及び総括表
- (4) 財産目録
- (監査及び報告)

第32条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

細則

第33条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

1992年11月19日 改正

2012年5月24日 改正

別表

- 1. 主要簿
 - (1) 仕分帳 (又は会計伝票)
 - (2) 総勘定元帳
- 2. 補助簿
 - (1) 現金出納帳
 - (2) 預金出納帳
 - (3) 固定資産台帳
 - (4) 基金明細表
 - (5) 会費納入明細表
 - (6) 収支予算の管理に必要な帳簿
- 3. 決算書類及び緒表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 基金明細表
 - (5) 財産目録
 - (6) 付器備品明細表
 - (7) 剰余金 (欠損金) 処分計算書
- 4. 伝票の種類
 - (1) 入出金伝票

(2) 振替伝票

一般社団法人 山城青年会議所 基金運用規程

第1章 総則

(定義)

第1条 一般社団法人山城青年会議所基金（以下基金と称す）とは、入会金・寄付金その他により積み立てたものをいう。

(目的及び基金の種類)

第2条 基金は、本会の恒久的運営のための財政的基礎の確立のために設けることができる（基本金及び基本基金）外、具体的に明示された特別の目的のために設けることができる（特別基金）。

第2章 運用

(運用)

第3条 基本金及び基本基金の運用は、総会の決定によるものとする。
但し、特別基金においては、その性格上運用は理事会の決定とし、その結果は理事長が総会に報告する。

(使用)

第4条 基金は、次の各号に掲げる場合及び基金から生じる果実を除いて、第2条に定められた目的以外に使ってはならない。
(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てる時。
(2) 災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収をうめるための財源に充てる時。
(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる時。

細則

第5条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

第6条 本規程は、1992年12月16日より実施する。

1992年12月16日 改正

2012年5月24日 改正

一般社団法人 山城青年会議所 褒賞規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山城青年会議所定款に基づき、会議所活動の高揚を図るために、その運動に顕著な功績のあった個人、団体、委員会の褒賞を行う事項について定める。

第2章 褒賞方法

(褒賞の対象期間及び種類)

第2条 褒賞は、1月1日から12月31日までの1ヶ年間の業績に対して行うものとする。

その種類を次の各号に掲げる。

(1) 優秀委員会賞

優秀な業績を示した委員会に授与するものとし、最優秀委員会1以内優秀委員会2以内とする。

(2) 優秀会員賞

青年会議所活動に顕著な功績のあった会員に授与するものとし、最優秀会員1名以内、優秀会員2名以内とする。

(3) 優秀新人会員

新人会員で優秀な業績のあった正会員1名以内に授与するものとする。

(4) 出席優秀賞

当該年度において、出席規程第13条に定める要出席点数が100%以上の正会員に授与するものとする。

(5) 特別功労賞

本会役員を通算5ヶ年間、10ヶ年間、15ヶ年間務めた正会員に授与するものとする。

(6) その他の特別褒賞

青年会議所活動に功績のあった個人、団体に授与するものとする。

(推薦の方法)

第3条 褒賞の推薦方法は、次の通りとする。

(1) 優秀委員会賞の推薦は、担当副理事長及び専務理事が行う。

(2) 優秀会員賞並びに優秀新人会員賞の推薦は、各委員長及び、専務理事が行う。

(3) 出席優秀賞並びに特別功労賞の推薦は、専務理事が行う。

(4) その他の特別褒賞の推薦は、副理事長及び専務理事が行う。

(選考の方法)

第4条 褒賞の対象者を正副理事長会議に提出し、決定する。

(授与方法)

第5条 褒賞は、原則として12月例会で理事長が行う。

細則

第6条 本規程の改廃及び施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

2012年5月24日 改正